

議 案 書

令 和 6 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
6 2	令和5年度松山市一般会計補正予算（第14号）		1
6 3	令和6年度松山市一般会計補正予算（第1号）		3
6 4	松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について		5

議案第62号

令和5年度松山市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度松山市一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,171千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,860,114千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正 (松山市一般会計)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 寄附金		1,920,051 千円	1,000 千円	1,921,051 千円
	1 寄附金	1,920,051	1,000	1,921,051
22 諸収入		10,150,596	171	10,150,767
	4 雑入	5,482,049	171	5,482,220
歳入	合計	238,858,943	1,171	238,860,114

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		11,217,459 千円	1,171 千円	11,218,630 千円
	2 観光費	1,774,980	1,171	1,776,151
歳出	合計	238,858,943	1,171	238,860,114

令和6年度松山市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度松山市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219,739,913千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		21,103,140 千円	14,000 千円	21,117,140 千円
	1 基金繰入金	21,056,610	14,000	21,070,610
22 諸収入		8,778,459	913	8,779,372
	5 雑入	4,726,715	913	4,727,628
歳入	合計	219,725,000	14,913	219,739,913

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		7,726,790 千円	14,913 千円	7,741,703 千円
	2 観光費	1,625,846	14,913	1,640,759
歳出	合計	219,725,000	14,913	219,739,913

令和6年2月16日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松山市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた松山市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等の公務

災害補償に係る補償基礎額を引き上げるため、本案を提出する。